

彦根市総合計画審議会 第3部会 第1回会議

日 時：令和3年(2021年)4月28日(水)10:00～12:00

場 所：彦根勤労福祉会館 3階 中ホール

1 開 会

2 議 題

(1) 部会長・副部会長の選出について

(2) 次期彦根市総合計画基本計画素案(案)の審議について

(3) 所管事項の審議について

3-1-1 世界遺産登録の推進

3-1-2 歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進

3-1-3 景観形成の推進

(4) その他

3 閉会

**資料B1-1**

## 彦根市総合計画審議会 各部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

## 第1部会

担当分野：人権・多文化共生・健康・福祉・医療・生涯学習

所 属 等	氏 名
聖泉大学 准教授	安孫子 尚 子
彦根市社会教育委員の会議 副委員長	上ノ山 眞佐子
一般社団法人彦根医師会 会長	奥 野 資 夫
公募委員	川 上 建 司
彦根市身体障害者更生会 会長	岸 田 清 次
彦根市老人クラブ連合会 会長	郷 野 征 男
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 事務局長	高 橋 嘉 子
彦根市国際協会	馬 場 加依子
彦根市人権教育推進協議会 副会長	森 野 宏 一

## 第2部会

担当分野：子育て・次世代育成・教育

所 属 等	氏 名
株式会社千成亭風土 取締役	上 田 美 佳
公募委員	加 藤 義 朗
滋賀県立大学 准教授	原 未 来
彦根市P T A連絡協議会 アドバイザー	樋 口 吉 範
彦根市保育協議会 副会長	堀 口 美喜子
彦根市小・中学校長会 稲枝北小学校 校長	山 本 かおる
彦根市青少年育成市民会議 会長	吉 田 徳一郎

## 第3部会

担当分野：歴史・伝統・文化・観光・スポーツ・産業

所 属 等	氏 名
公益社団法人彦根観光協会 会長	一 圓 泰 成
滋賀県立大学 講師	上 田 洋 平
東びわこ農業協同組合 代表理事理事長	大 脇 利 博
N P O 法人小江戸彦根 副理事長	岡 村 博 之
一般社団法人彦根市スポーツ協会 会長	小田柿 幸 男
彦根商工会議所 専務理事	志賀谷 光 弘
公募委員	長 崎 弘 法
びわこ成蹊スポーツ大学 講師	吉 倉 秀 和

第4部会

担当分野：都市基盤・環境・安全・安心

所 属 等	氏 名
N P O 法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック 代表	笠 原 恒 夫
犬上・彦根防犯自治会金城支部 支部長	柴 田 謙
滋賀大学 データサイエンス学部長	竹 村 彰 通
彦根市環境保全指導員連絡会議	寺 崎 文 美
滋賀県立大学 准教授	轟 慎 一
彦根市消防団 団長	中 村 藤 夫
公募委員	久 木 春 次
滋賀県湖東土木事務所 所長	山 崎 彰 吾

## 彦根市総合計画審議会 部会会議について

## 1 スケジュール

- ・全4回を予定(場合によっては増減あり)しています。
- ・基本的には月1回で4月から7月にかけて開催する予定です。ただし、委員皆様のご都合によって日程の変動があります。
- ・各回会議の内容については以下を予定しています。

第1～3回会議：各施策の審議

第4回会議：第1回～第3回における意見を受けた修正案の提示、政策の方向性の名称等

## 2 部会開催日決定から修正(案)の提出までの流れ

- (1) 事務局から日程、場所、審議する施策等を通知します。**(当該施策に関係が深い委員の出席状況もできるだけ考慮して審議する施策を決定させていただきます)**
- (2) **当日は、説明者を入れ替えながら進めていきます。**また、部会審議で提案・修正等の意見があった場合は、部会第4回会議で修正案を提出します。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては説明者についてもオンライン出席となる可能性があります。

## 3 審議の流れ

- (1) 施策ごとに全体的な説明を事務局が行う
- (2) 部会審議(質疑) ⇔ 説明員による回答
- (3) 審議会部会長が部会としての提案・修正内容等の意見を集約し、施策所管部局に伝える
- (4) 関係課において素案を修正
- (5) 部会第4回会議の際に修正案を示す

担当部会等	分野	施策番号	施策
第1部会	人権・多文化共生	1-1-1	人権尊重のまちづくりの推進
		1-1-2	男女共同参画社会づくりの推進
		1-1-3	多文化共生のまちづくりの推進
		1-1-4	国際交流の推進
	健康・福祉・医療・生涯学習	1-2-1	健康づくりの推進
		1-2-2	地域福祉体制・生活支援体制の充実
		1-2-3	障害者(児)福祉の推進
		1-2-4	高齢者福祉の推進
		1-2-5	地域医療体制の充実
		1-2-6	生涯学習・社会教育の推進
第2部会	子育て・次世代育成・教育	2-1-1	子ども家庭支援の推進
		2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進
		2-1-3	小学校・中学校教育の充実
		2-1-4	子ども・若者育成支援の推進
		2-1-5	高等教育機関との連携
		2-1-6	若者の定住・移住の促進
第3部会	歴史・伝統・文化	3-1-1	世界遺産登録の推進
		3-1-2	歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進
		3-1-3	景観形成の推進
		3-1-4	文化・芸術の振興
	観光・スポーツ	3-2-1	観光の振興
		3-2-2	スポーツの振興
	産業	3-3-1	農林水産業の振興
		3-3-2	商業・工業・サービス業の振興
		3-3-3	創業・新産業創出の推進
		3-3-4	就労機会・就労環境の充実
第4部会	都市基盤	4-1-1	持続可能な都市形成
		4-1-2	市街地の整備
		4-1-3	公共交通ネットワークの充実
		4-1-4	道路の整備
		4-1-5	公園緑地の整備
		4-1-6	住宅施策の推進
		4-1-7	上下水道の整備・充実
	環境	4-2-1	自然環境の保全
		4-2-2	低炭素社会・循環型社会の構築
	安全・安心	4-3-1	河川の整備・土砂災害対策の推進
		4-3-2	消防体制の充実
		4-3-3	危機管理対策の推進
		4-3-4	地域安全対策の推進
		4-3-5	交通安全対策の推進
		4-3-6	消費者保護対策の推進

担当部会等	分野	施策番号	施策
全体会議	市民協働	5-1-1	情報発信の充実
		5-1-2	シティプロモーションの推進
	地域コミュニティ	5-2-1	地域コミュニティの強化・担い手育成
	その他	5-3-1	交流人口、関係人口増加策の推進
		5-3-2	広域連携の推進
		5-3-3	行財政改革の推進
		5-3-4	社会変化に対応した政策の展開

**彦根市総合計画審議会 第3部会 第1回会議資料**

- 3-1-1 世界遺産登録の推進
- 3-1-2 歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進
- 3-1-3 景観形成の推進

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策1	世界遺産登録の推進

現状と課題	※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化
	彦根城は、日本を代表する文化遺産として、平成4年(1992年)に世界遺産暫定一覧表に記載されました。滋賀県と彦根市では、彦根城の世界遺産登録の実現に向け、協働で取り組むため、令和2年5月に彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書原案の練り直しや、歴史、建築、城郭など専門的な知識を持つ学識者で構成する学術会議を開催し、令和4年の国内推薦、令和6年の世界遺産登録をめざしています。また、彦根城の世界遺産登録に向けた機運の醸成や世界遺産都市としての将来ビジョン、世界遺産登録が実現した際の記念事業などについて、関係団体とともに検討を行っており、彦根城に対する市民の誇りや思いはあるものの、世界遺産登録に向けた機運の盛り上がりは十分ではないこと、交通渋滞を抑制するための交通対策、来訪者が過度に集中するオーバーツーリズムを緩和するための観光対策が課題であり、これらの課題を解決するためには、市民や関係団体、庁内関係部局が一体となり、市全体で取り組んでいく必要があります。

12年後の姿	※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載
	彦根城の世界遺産登録を実現することで、彦根城の本質的な価値の認知度を高め、彦根城や周辺地域への来訪者の増加を図るとともに、彦根市が誇る歴史資産として将来にわたって大切に保存していくための修復整備を進めます。

4年後の目標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定
	◇彦根城の世界遺産登録の実現

指標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	彦根城の世界遺産登録	ユネスコ世界遺産委員会での承認	世界遺産暫定一覧表記載	登録

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策1	世界遺産登録の推進

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
取組名	内容	担当課
彦根城世界遺産登録の推進	◇滋賀県とともに設立した彦根城世界遺産登録推進協議会での推薦書原案の練り直しや国際会議の開催を行います。	世界遺産登録推進室
彦根城世界遺産登録の機運醸成に向けた啓発	◇「広報ひこね」やパンフレット、ホームページ等を活用した情報発信を行います。 ◇公共施設や商店街等での啓発フラッグ、ポスター、幟旗の設置を行います。 ◇世界遺産セミナー等を開催します。	世界遺産登録推進室 シティプロモーション推進課
交通渋滞緩和のための各種事業	◇彦根インターチェンジ前駐車場でのパーク・アンド・バスライドの実施をはじめとする市街地への車両流入抑制を実施します。 ◇公共交通機関の利用促進策および近隣市町と連携した市外駐車場の利用促進を検討します。 ◇市内の交通状況や駐車場予約システムなどの情報発信を検討します。 ◇観光客の彦根城周辺での移動手段となる新たなモビリティを検討します。	都市計画課 交通対策課
観光客の受け入れ対策事業	◇オーバーツーリズムを緩和するための季節的分散、エリア的分散施策を検討します。 ◇彦根城への過度な集中を避けるための城下町エリアや近隣市町の観光施設と連携した周遊促進を検討します。 ◇観光客の歩行環境の改善のため都市交通マスタープランに示す城内観光駐車場の段階的な移設とトランジットモール化への取組を推進します。	観光交流課 都市計画課
※多様な主体との連携による取組		

関連する個別計画	特別史跡彦根城跡保存活用計画 特別史跡彦根城跡整備基本計画 彦根市都市計画マスタープラン 彦根市都市交通マスタープラン
----------	--

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策2	歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進

※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化	
現状と課題	◇彦根は、古くから交通の要衝として栄え、特に江戸時代には譜代筆頭・彦根藩井伊家の城下町として発展してきました。今日でも、特別史跡彦根城跡内の国宝・彦根城天守や天秤櫓、西の丸三重櫓などの重要文化財建造物をはじめ、長い歴史の中で受け継がれてきた数多くの文化財が市内に現存しており、それら大切な文化財を後世に引き継ぐためにも、適切に保存しながら、有効に活用していく必要があります。
	◇彦根城博物館は、井伊家に関わる美術工芸品や古文書など、国宝や重要文化財を含む貴重な文化財を保存管理するとともに、これら文化財の調査・研究、展示などを通して大名文化の公開を行っています。今後は、こうしたことの充実と併せて、彦根の文化や歴史に関する情報を市内および国内外へ効果的に発信する必要があります。
	◇特別史跡彦根城跡の石垣や木造橋、山道などの修復・保存整備や建造物の耐震・防災対策に取り組むとともに、江戸時代後期の姿をめざした名勝玄宮楽々園の建造物の保存整備や桜場駐車場エリアの復元整備を行い、公開・活用に取り組む必要があります。
	◇市所有や民間所有の文化財のき損や消失を防ぐため、市内に埋もれている文化財の情報収集や調査を行うとともに、文化財に関する展示や情報発信、普及啓発活動、常時公開していない施設等の特別公開など文化財保護への理解と認識を深めるための取り組みを継続して実施する必要があります。
	◇文化財課・博物館が収集・収蔵している文化財の収蔵スペース不足が課題となっており、新たな収蔵スペースを確保する必要があります。
	◇文化財の保存、管理および活用を図るため、老朽化が顕著になっている彦根城博物館の施設や設備について、長寿命化を図るための計画的な整備や改修と併せ、現在の来館者のニーズに応え、時代に即した改修が必要です。

※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載	
12年後の姿	◇先人達から受け継いだ大切な文化財を守り次世代に引き継ぐことで、市民の郷土に対する理解と愛着が深まることをめざします。
	◇特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園の保存修理や整備を積極的に推進することで、彦根城が、かけがえのない宝として保存・活用されることをめざします。
	◇彦根城博物館での調査・研究、展示を通して大名文化の公開を進めることで、彦根の歴史や文化に関する新たな事実を発掘し、豊かな歴史像を市内および国内外へ発信していくことをめざします。
	◇市民との協働により、歴史的建造物やまちなみを生かしたまちづくりを進めます。
	◇展示などの啓発事業をとおして、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識の醸成に努めます。
	◇収集・収蔵している文化財の収蔵スペースを確保することで、文化財の散逸を防ぎ、文化財の保存と活用を安定的に行えることをめざします。
◇彦根城博物館の施設・設備の長寿命化に資する計画的な整備や改修を進めることで、文化財の適切な保存と活用をめざします。	
◇彦根城博物館において文化資源の魅力増進や効果的な情報発信などを進め、文化についての理解を深めることを目的とする国内外からの来訪の促進をめざします。	

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策2	歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進

4 年 後 の 目 標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	<p>◇特別史跡彦根城跡の天守や櫓など建造物の保存活用計画を策定し、耐震・防災対策も含めた保存整備に取り組みます。</p> <p>◇名勝玄宮楽々園の整備基本計画の改訂を進め、名勝指定範囲全体の復元整備をめざします。</p> <p>◇彦根城博物館において、博物館資料に関する調査研究、展示資料の魅力増進、利便性・満足度の向上、効果的な情報発信、来館者のニーズに応じた施設・設備の改修などを進めます。</p> <p>◇開国記念館や彦根城博物館での展示や出前講座、ホームページ等を活用した情報発信により、特別史跡彦根城跡はもとより市内に現存する文化財に対する理解を深めます。</p> <p>◇彦根城博物館施設適正管理計画に基づく施設・設備の整備や改修を進め、文化財の適切な保存と活用に努めます。</p> <p>◇伝統芸能および伝統芸道の保存と継承を支援するとともに、彦根城博物館の能舞台および木造復元棟を活用して能・狂言の公演、茶の湯体験などを実施することにより、文化や歴史の魅力を発信します。</p>			
指 標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	市指定文化財の件数	市指定文化財の累積件数	89件	95件
	彦根城博物館来館者の満足度	彦根城博物館来館者アンケート結果(5段階評価のうち上位2段階の割合)	90%	90%

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策2	歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進

※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
取組名	内容	担当課
文化財の保存と活用	<p>◇歴史的建造物をはじめとする指定文化財の保存修理を進めます。</p> <p>◇史跡や建造物、絵画、彫刻など未指定文化財の調査を進め、将来に残すべき指定文化財の数を増やします。</p> <p>◇開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の保護に努めます。</p> <p>◇歴史民俗資料や美術工芸品等の調査を進め、散逸防止・保存に努めます。</p> <p>◇文化財の収集・収蔵方針、および収蔵スペース確保の検討を行います。</p> <p>◇国宝の天守をはじめ、彦根城内の櫓や名勝庭園、歴史的建造物、史跡など指定文化財の公開活用に努めます。</p> <p>◇共同研究の彦根藩資料調査研究会、および彦根藩史料叢書の刊行により、研究の進展をはかります。</p> <p>◇特別展・企画展・テーマ展等の展覧会、および常設展にて文化財を公開します。</p> <p>◇伝統芸能の公演などにより彦根城表御殿能舞台の活用を促進します。</p>	文化財課 都市計画課 彦根城博物館
特別史跡および名勝の保存整備	<p>◇特別史跡彦根城跡の石垣や木造橋、山道などの修復・保存整備を進めます。</p> <p>◇天守や櫓など建造物の耐震・防災対策に取り組みます。</p> <p>◇特別史跡彦根城跡の公有地化を進めます。</p> <p>◇名勝玄宮楽々園の建造物の保存整備と復元整備に取り組みます。</p> <p>◇名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園の保存整備に努めます。</p>	文化財課
文化財保護意識の向上および教育普及・広報	<p>◇文化財に対する理解と認識を深めるため、展示や出前講座などを開催するとともにメディアを活用した啓発、文化財説明板の設置に努めます。</p> <p>◇インターネット等を活用し、国内外への情報発信に努めます。</p> <p>◇博物館での歴史・美術講座、古文書教室、子ども向け教室の開催などにより、歴史・文化に親しむ機会を提供します。</p> <p>◇彦根城博物館の魅力増進、利便性・満足度の向上、効果的な情報発信・広報誘客などに努めます。</p>	文化財課 彦根城博物館
※多様な主体との連携による取組		
◇彦根城跡維持管理等委託業務の受託事業者と連携し、来訪者へのおもてなしに努めるとともに、文化財を活用した催しの開催などに取り組みます。		

関連する個別計画	<p>特別史跡彦根城跡保存活用計画</p> <p>特別史跡彦根城跡整備基本計画</p> <p>名勝玄宮楽々園保存活用計画</p> <p>彦根城博物館施設適正管理計画</p> <p>彦根城・彦根城博物館を拠点とした文化観光推進地域計画</p>
----------	--

次期彦根市総合計画基本計画素案(案)

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策3	景観形成の推進

現 状 と 課 題	<p>※施策に関する現状と課題を簡潔に文章化</p> <p>◇景観法に基づき、彦根市景観条例および彦根市景観計画の策定を平成19年度(2007年)に行い、建築物等の行為の制限事項を定め、良好なまちなみ景観の形成に向けた取り組みを進めています。また、まちなみ景観等との調和を図るため、市民、事業者、専門家が自主的に、また相互に協力して取り組めるよう、景観形成に向けた活動等に対し支援しています。</p> <p>◇本市の景観は、歴史や伝統的雰囲気の色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まって形づくられています。また、近年では、自然災害などによる自然環境の悪化や人口減少による住環境の変化により、自然景観や都市景観等に対する市民意識は高くなっています。</p> <p>◇市内には、歴史的なまちなみを形成している地域が多く残っています。これらの地域では、近年歴史的建造物と現代建築物が混在し、歴史的なまちなみの風情を感じられる通りが少なくなってきたことが課題となっており、歴史的建造物の維持とともにこれらに調和した建築物の建築をめざす必要があります。</p> <p>◇市街地景観では、土地利用の変化とともに商業活動における過剰な屋外広告物の掲出が課題となっており、良好なまちなみ景観形成を図るうえで屋外広告物の大きさや色彩を周辺景観との調和するよう誘導する必要があります。</p> <p>◇彦根城の世界遺産登録に向けて、資産を取り巻く周辺環境において、さらに歴史景観の維持・保全の取り組みを進める必要があります。</p> <p>◇調和のとれた景観形成を進めるには、市民、事業者、専門家が相互に協力して取り組む必要があるため、これらの活動団体等に対して支援する必要があります。</p>

12. 年 後 の 姿	<p>※12年後(令和15年度(2033年度))、「どのような状態」にしていくのかを記載</p> <p>◇市景観条例や市屋外広告物条例について、当該景観計画や屋外広告物ガイドラインの規定を守ること、歴史を生かしたまとまりと調和のとれた地域固有の良好な景観を形成していくことをめざします。</p> <p>◇景観まちづくりに向けた啓発活動について、地域住民とともに景観まちづくりに取り組み、積極的な活動を通して地域コミュニティの醸成につながることをめざします。</p> <p>◇市歴史的風致維持向上計画(第2期)の重点地区である旧城下町地域について、計画を着実に進め、歴史的風致の維持および向上をめざします。</p> <p>◇市景観条例について、届出に関する規定や積極的に歴史的まちなみ景観の調和を図ることができる規定を追加する内容の一部改正により、きめ細やかな景観形成を進めるため積極的な運用をめざします。</p> <p>◇市景観計画について、景観形成地域の拡大ならびに景観形成基準の規定の改定により、更なる景観形成の向上をめざします。</p> <p>◇市屋外広告物条例について、規制地域等の拡大ならびに基準の改定により、屋外広告物からの景観向上をめざします。</p>

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策3	景観形成の推進

4 年 後 の 目 標	※12年後のめざす姿からバックキャストして4年後(令和7年度(2025年度))の(中間)目標を設定			
	◇改定した市景観条例、市景観計画および市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成のさらなる向上をめざします。 ◇周知啓発や活動の支援等のサポートをとおして、市民、事業者、各種団体が取り組む景観まちづくり活動の拡大をめざします。			

指 標	※4年後の姿を測るためのアウトカム指標の候補、計測方法、基準値、目標値			
	指標名	指標の計測方法	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	景観形成地域・地区の指定件数	景観計画区域の指定等 地域・地区の数	5	7
	景観条例、景観形成基準および屋外広告物許可基準の改定	景観計画および屋外広告物 の見直し数	0	2
	市民の景観まちづくり活動の支援	支援数	2	4

主 な 取 組	※市が中心となって進める取組名(主要な事業)と内容および担当課		
	取組名	内容	担当課
	彦根市景観条例の改正	◇当該条例施行からこれまでの取組の課題を整理します。 ◇事前届出制の規定を新たに設ける改正を行います。 ◇歴史的建造物等が多く残る地区を維持します。 ◇保全を目的とした指定制度や支援制度を新たに設ける改正を行います。	景観まちなみ課
	彦根市景観計画の改定	◇現行の彦根市景観計画の策定からこれまでの取組の課題を整理します。 ◇今後の景観政策の取組方針を確定します。 ◇彦根市景観計画の改定作業を行います。	景観まちなみ課
	彦根市屋外広告物条例の改定	◇現行の彦根市屋外広告物条例(彦根市屋外広告物ガイドライン)制定からこれまでの取組の課題整理を行います。 ◇今後の屋外広告物の取組方針を確定します。 ◇彦根市屋外広告物条例(彦根市屋外広告物ガイドライン)の改正を改正します。	景観まちなみ課
	世界遺産登録に向けた歴史都市景観の維持・保全に関する作業	◇緩衝地帯における歴史都市景観の維持・保全に関する課題整理を行います。 ◇資産影響評価の進め方に関する整理を行います。 ◇都市計画との連携を図ります。	世界遺産登録推進室 景観まちなみ課
※多様な主体との連携による取組			
◇市民、事業者、関係団体と連携し、これら実施主体が取り組む良好な景観形成を図るための景観まちづくり活動を支援します。 ◇地域特性を生かした景観の形成に向け、歴史的景観等の特性が残る一定地区内において、建築物の新築、改築等まちなみ景観に調和するための修景をしようとする建築物の所有者に対して支援します。 ◇景観重要建造物および景観重要樹木の指定対象物に対し、市民、事業者、専門家が連携した啓発や活用が進むよう支援します。 ◇市民、事業者、関係団体と連携において、世界遺産登録に向け歴史まちづくりの取組が進むよう支援します。			

第3章	歴史文化資源と共生し、にぎわいと交流があふれるまち
分野1	歴史・伝統・文化
施策3	景観形成の推進

関 連 す る 個 別 計 画	彦根市景観条例 彦根市景観計画 彦根市屋外広告物条例(彦根市屋外広告物ガイドライン) 彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)
--------------------------------------	---